

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場審査の形式要件の取扱い)	(上場審査の形式要件の取扱い)
第1206条 規程第1205条第2号に規定する不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額、運用資産等の総額、純資産総額並びに資産総額の算定において使用する各資産の額は、直前営業期間又は直前計算期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額（投資証券の発行者の設立後最初の営業期間又は信託契約期間の開始日後最初の計算期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額）によるものとする。 <u>ただし、運用資産等の総額及び資産総額には、投資法人計算規則第37条第3項第3号ロに規定する資産の額を含まないものとする。</u>	第1206条 規程第1205条第2号に規定する不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額、運用資産等の総額、純資産総額並びに資産総額の算定において使用する各資産の額は、直前営業期間又は直前計算期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額（投資証券の発行者の設立後最初の営業期間又は信託契約期間の開始日後最初の計算期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額）によるものとする。
2～7 (略)	2～7 (略)
(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示の取扱い)	(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示の取扱い)
第1229条 規程第1213条第2項第1号及び第2号並びに同条第3項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。この場合において、第1206条第1項本文の規定は、第16号に規定する譲渡対象資産の価格並びに第2号、第3号、第6号及び第18号に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、同条第5項の規定は、第2号、第3号、第6号及び第18号に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。	第1229条 規程第1213条第2項第1号及び第2号並びに同条第3項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。この場合において、第1206条第1項の規定は、第16号に規定する譲渡対象資産の価格並びに第2号、第3号、第6号及び第18号に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、同条第4項の規定は、第2号、第3号、第6号及び第18号に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。
(1)～(19) (略)	(1)～(19) (略)
2～5 (略)	2～5 (略)

(上場等に関する料金の取扱い)

第1237条 規程第1223条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1206条第1項本文の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第5項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(5) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年6月16日から施行する。

(上場等に関する料金の取扱い)

第1237条 規程第1223条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1206条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第5項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(5) (略)

2 (略)